**成年後見制度講演会・**

**市民後見人養成研修のご案内**

留萌市では、成年後見制度のしくみや「市民後見人」の役割についての講演会と、

「市民後見人」を養成する研修を開催します。

【**成年後見制度講演会】**

日　時：令和５年６月６日（火）１８：００～２０：００

場　所：中央公民館講堂（小ホール）

内　容：成年後見制度及び市民後見人について

講　師：オロロンひまわり基金法律事務所

弁護士　小栁　のぞみ　氏

定　員：１００名 参加料：無 料（申込みが必要：６／２締切）

【**市民後見人養成研修（４０時間程度）】**

日　程：８月１６日 から ９月２７日 までの毎週水曜日 ７日間

９時４５分 から 概ね１６時１０分 まで

場　所：留萌市役所及び中央公民館を予定

内　容：必要な心構え・知識・実務などを学びます。

定　員：２０名　　　　受講料：無　料

※対象者やお申込み、養成研修受講後の受任時研修プログラムについて

は、広報るもい６月号の折り込みをご覧ください。

**※成年後見制度とは・・？**

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に代わり、成年

後見人が不動産や預貯金などの財産管理や施設入所の契約などを行い、支援をし

ていく制度です。

**必要とされる「市民後見人！**」

親族がいない場合などは、弁護士などの専門職が後見人となりますが、認知症高齢者の増加などに伴い、成年後見制度の利用者が増え、専門職不足が問題となっており、身近な地域で支える「市民後見人」が必要となっています。

**留萌市社会福祉協議会　（電 話）４２－５５３０**

**【 申込み・問い合わせ先 】**